

各委員会の構成をお知らせします(平成27年7月2日現在)

総務文教常任委員会

委員長 黒田 昭 雄
副委員長 小宮 教 義
委員 船越 洋 一
委員 脇本 啓 喜
委員 小田 昭 人
委員 上野 洋次郎

厚生常任委員会

委員長 大部 初 幸
副委員長 小島 徳 重
委員 入江 有 紀
委員 淵上 清
委員 波田 政 和
委員 兵頭 栄
委員 山本 輝 昭

産業建設常任委員会

委員長 春田 新 一
副委員長 齋藤 久 光
委員 信義
委員 初村 久 藏
委員 大浦 孝 司
委員 小川 廣 康
委員 作元 義 文

議会運営委員会

委員長 上野 洋次郎
副委員長 淵上 清
委員 春田 新 一
委員 黒田 昭 雄
委員 小田 昭 人
委員 齋藤 久 光
委員 大部 初 幸

国境離島活性化対策特別委員会

委員長 長 信義
副委員長 作元 義 文
委員 入江 有 紀
委員 船越 洋 一
委員 淵上 清
委員 小宮 教 義
委員 初村 久 藏
委員 山本 輝 昭

国県道路等整備促進特別委員会

委員長 齋藤 久 光
副委員長 脇本 啓 喜
委員 小島 徳 重
委員 小田 昭 人
委員 波田 政 和
委員 大浦 孝 司
委員 小川 廣 康
委員 兵頭 栄

議会改革特別委員会

委員長 山本 輝 昭 (議員定数部会)
副委員長 淵上 清 (議会活性化部会)

議員定数部会

部会長 初村 久 藏
委員 春田 新 一
委員 入江 有 紀
委員 船越 洋 一
委員 黒田 昭 雄
委員 齋藤 久 光
委員 小宮 教 義
委員 大浦 孝 司
委員 作元 義 文

議会活性化部会

大部 初 幸
小島 徳 重
脇本 啓 喜
小田 昭 人
長 信義
波田 政 和
上野 洋次郎
小川 廣 康
兵頭 栄

いづはら病院跡利用調査特別委員会

委員長 船越 洋 一
副委員長 淵上 清
委員 脇本 啓 喜
委員 上野 洋次郎
委員 小宮 教 義
委員 初村 久 藏
委員 大浦 孝 司
委員 小川 廣 康

地域資源活用セミナーの開催について

下記のとおりセミナーを開催します。

対馬の資源を活用して、事業化や新商品の開発などを考えておられる方は是非ご参加ください。

- 日 時 平成27年10月1日（木） 14：00～（受付13：30～）
- 会 場 美津島文化会館3階大会議室
- 講 師 福岡市博多区（株）ウィツシュ・ポーン 代表取締役 吉田 誠
- 内 容 講演・ワークショップ
- 対 象 者 地域資源を活用した新商品開発や市内での創業をお考えの方
- 定 員 20名（先着順）
- 受 講 料 無料
- 申込方法 下記の申込先に電話でお申し込みください。
- 申込期限 平成27年9月11日（金）
- 申 込 先 〒817-8510 対馬市厳原町国分1441
しまづくり戦略本部 新政策推進課
☎0920(53)6111



今年も数多くの学生が対馬を訪れます

域学連携（地域と大学との連携）による地域づくりの一環として、8月以降、全国各地から約400名の学生が来島し、教育・福祉・伝統芸能・観光・環境・建築・芸術などをテーマに支援活動や学術研究に取り組みます。

特に、今年度の新規事業「こども対馬未来塾」※ に九州大学や明治大学等の学生17名が参加し、こどもたちの自学自習をサポートします。数多くの学生が訪れますので、皆さまのご理解・ご協力をよろしくお願いします。

※こども対馬未来塾：小中学生向けの「夏休み寺子屋」を比田勝・佐須奈・佐賀・厳原・瀬・久和・内院で、高校生向けの「学び舎つしま」を比田勝・仁位・厳原で開催します。

対馬3高校の魅力化について

少子化や過疎化、生徒のニーズの多様化等により、対馬・豊玉・上対馬高校をとりまく状況は厳しさを増しています。高校の維持・存続の問題は、対馬の未来を担う子どもたちのためだけではなく、子育て世代の定住・移住に影響し、地域活性化・地方創生の鍵とも言えます。そのため、高校関係者のみならず、行政・地域・関係機関が一体となって取り組むべき課題と考えています。

対馬市では、平成26年度に「高校魅力化推進懇話会」を設置し「対馬3高校魅力化構想」の作成に取り組んでいます。本構想は、社会の変化を捉え、対馬と3高校の強み・個性・魅力を最大限に発揮し、高校の維持・存続に向け、市の今後の取り組みに関する基本的な考え方を示すものです。生徒が「通いたい」、保護者が「通わせたい」、地域が「存続させたい」と感じられるよう、さらに魅力あふれる高校にし、郷土愛を持った対馬の未来の担い手を育成できるよう、市民の皆さまのご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。今後、地域意見交換会や意見公募を行う予定です。その詳細や魅力化構想の概要は追ってお知らせいたします。



高校魅力化推進懇話会の様子

問い合わせ しまづくり戦略本部 新政策推進課 ☎0920(53)6111

韓国語講座「おもてなし編」を開講します！

- 日 程 平成27年8月19日～9月8日（毎週水曜日・4回）※最後の日だけ火曜日
 ・8月19日（水）道案内 ・8月26日（水）お店での対応
 ・9月2日（水）禁止表現 ・9月8日（火）対馬の紹介
- 対 象 ハングルの読み書きができる方はもちろん、ハングルは分からないが韓国人と接する機会が多くて韓国語に興味を持っている方。商店・飲食店・宿泊業の方など、応接会話だけでもマスターしたいという方は是非ご参加ください。
- 内 容 韓国人観光客からよく道を聞かれるのに韓国語で説明ができない！お客さんと業務上の会話をしたい！これダメなのに韓国語でどう言えばいいのか分からない！韓国語で対馬の魅力をアピールしたい！とにかく韓国語で話せる機会がほしい！と思う方いらっしゃいませんか？たったの4回ですが、簡単な韓国語を話せるようになります。
- 時 間 10:00～11:30・19:30～21:00
- 場 所 対馬市交流センター
- 料 金 無料
- 申込み 申込み不要で自由参加です。当日直接会場にお越しください。

問い合わせ 総合政策部 観光交流商工課 ☎0920(53)6111

対馬の歴史を学んでみませんか？ ～対馬の歴史講座生を募集します～

大陸文化の窓口として、固有の文化遺産を育んできた対馬！その歴史を学び、輪を広げ、対馬の未来へとつないでいきましょう。

- 開 講 日 平成27年9月24日（木）19:30～
- 開催日時 毎週木曜日 19:30～21:00
- 実施場所 対馬市交流センター3階 大会議室（第4回と6回は別会場）
- 募集期間 平成27年8月20日（木）～9月15日（火）
 （第4回だけ、第6回だけの受講も可能です）
- 主 催 対馬市・朝鮮通信使対馬顕彰事業会
- 主 管 対馬芳洲会

開催日	講 義 内 容	講師（敬称略）
9月24日	（開講式）～ 宗義智 波瀾の生涯	武末 俊紀
10月 1日	萬松院と宗氏のまちづくり 開山400年を迎えて	山口 華代
10月 8日	つしまの仏像夜話	大澤 信
※10月15日	長松寺の大般若経	小松 勝助
10月22日	明治維新と倭館 対馬が長崎県になった背景	永留 史彦
※10月29日	文化8年(1811)最後の朝鮮通信使 対馬府中三ヶ月の誠信交隣	齊藤 弘征
11月 5日	みんなでつくる博物館	高田 あゆみ
11月12日	対馬の自然	國分 英俊
11月19日	朝鮮総督府の「宗家文庫」調査	古川 祐貴
11月26日	朝鮮通信使馬上才図巻と馬上才	～（閉講式） 小島 武博

※10月15日（会場：上対馬町琴地区集会所） ※10月29日（会場：豊玉公民館視聴覚室）

問い合わせ 総合政策部 観光交流商工課 「対馬の歴史講座」係 ☎0920(53)6111

旧軍人・軍属及びご遺族の皆様へ

恩給法及び戦傷病者・戦没者遺族等援護法についての巡回相談会を実施します

- 日 時 平成27年9月29日（火） 9:30～
 - 会 場 上対馬総合センター 会議室
 - 日 時 平成27年9月30日（水） 9:30～
 - 会 場 対馬市交流センター 3階 会議室
- お気軽にお越しください。

戦没者等のご遺族に対する特別弔慰金のご案内について

戦後70周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金を支給するものです。

○対 象

平成27年4月1日において、恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等を受けていないご遺族1人に支給します。

※戦没者の死亡当時のご遺族で…

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
4. 上記1から3以外の戦没者等の3親等内の親族

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していたこと等が条件となります。

○申請期間 平成27年4月1日～平成30年4月2日

○申請場所 対馬市福祉事務所・各福祉保健センター・各行政サービスセンターで申請できます。

問い合わせ 福祉事務所 福祉課 ☎0920(58)2294

対馬市成年後見制度利用支援事業実施要綱を改正しました

◆成年後見制度とは

認知症・知的障害・精神障害などによって判断能力が不十分な方を保護する制度です。家庭裁判所から選任された成年後見人等が、本人に代わって財産の管理や介護サービスなどの契約を行うことにより、本人の権利を守り生活を支援します。

◆改正内容

- ・「後見人等の報酬助成」等に関する条項を加えました。（第10条～第13条）
- ・成年後見制度を利用するにあたって成年後見人等への報酬の支払いが困難であると認められる場合、後見人等へ支払われる報酬に対し、報酬の全部又は一部を助成します。

○施行日 平成27年7月1日

○後見人等へ支払われる報酬に対し助成を行う。

- ・施設等に入所している場合……月額18,000円を上限とする。
- ・その他（在宅の場合）……月額28,000円を上限とする。

※後見人等へ支払われる報酬に対し助成を行うことで、成年後見制度の利用促進を図ります。

問い合わせ 保健部 地域包括・医療対策課 ☎0920(58)1117
福祉事務所 福祉課 ☎0920(58)2294



今年の10月から、あなたにもマイナンバーが通知されます



マイナンバー（社会保障・税番号）とは、国民一人ひとりがもつ12桁の番号です。
 社会保障・税・災害対策等の分野で個人の情報を適切かつ効率的に管理するために活用されます。



■マイナンバーによる情報連携でよりよい暮らしへ

国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。
 行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合・転記・入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。
 複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。

公平・公正な社会の実現

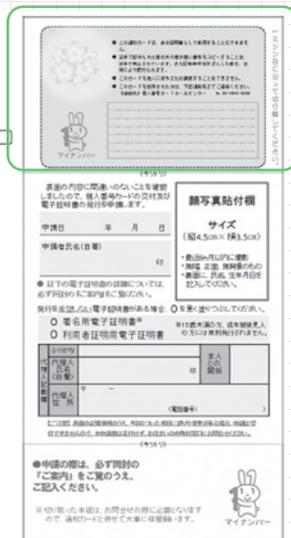
所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

※H28年1月から順次開始予定です。

■今年の10月からマイナンバーの通知が始まります

通知カード（表面）

通知カード（裏面）



- 左記のような通知カードが10月以降に住民票上の住所に届きます。
 (対馬市は10月中旬以降の予定です)
- 通知カードには個人番号が記載されています。
紛失されないようご注意ください。
また、個人番号カード取得の際にも必要です。
- 「通知カード」は皆さんに郵送されますが、「個人番号カード」取得には申請が必要です。
 (個人番号カード取得は強制ではありません)

■個人番号カードを取得するには？

- ①通知カードと同封されている「個人番号カード交付申請書」に必要事項を記載し、写真を添付の上、郵送ください。
 - ②郵送で申請後、国が委託する機関（J-LIS）から完成した個人番号カードがいったん、市役所に送られます。
 その後、市役所市民課から文書でお知らせをいたしますので、必要書類をご持参の上来庁いただき交付いたします。
- ※住基カードと異なり、市町村での作成ができないため、日数を要します。お急ぎの場合は事前にご相談ください。

■個人番号カードを取得すると様々なメリットがあります



- 身分証明書になるほか、今後健康保険証などの機能が追加されます（時期は未定です）。
- ICチップを活用した様々なサービスも展開予定です。
- 従来の住基カードと同様に公的個人認証サービス（e-Taxの確定申告等に利用）も搭載されます。

■カードに関するご質問

○住民基本台帳カードは使えなくなるのですか？

平成28年1月から「個人番号カード」（申請者のみ）が交付され始めますので、住基カードの新たな発行はなくなります。ただし、平成27年12月まで住基カードの発行は可能です。また、既にお持ちの住基カードの有効期間内は引き続きご利用できます。

○個人番号カードに有効期限はありますか？

20歳以上の方は10年、20歳未満の方は容姿の変化を考慮して、5年の予定です。

○住所が変わった場合等は、「通知カード」又は「個人番号カード」の記載内容の変更は必要ですか？

必要となります。引っ越し等で市町村に転入届を提出される場合には、通知カード又は個人番号カードを提出して住所の変更等を行っていただく必要があります。引っ越し以外の場合でも、記載内容に変更があった場合には届出を行ってください。

○個人番号カードの取得は義務付けられるのですか？

個人番号カードについては取得の強制はされません。通知カードについては、皆さんに郵送されますので大切に保管しておいてください。

○通知カードと個人番号はどう違うのですか？

《通知カード》 紙製のカードで、券面に氏名・住所・生年月日・性別・マイナンバーが記載されています。個人番号カードと違い顔写真は記載されません。このため単体では本人確認はできませんので併せて免許証等の書類が必要となります。

《個人番号カード》 通知カードと同封されてくる申請書を郵送で提出いただくことにより交付されます。住民基本台帳カードと同様にICチップのついたカードを予定しています。表面に氏名・住所・生年月日・性別と顔写真、裏面にマイナンバーが記載されます。本人確認のための身分証明書としてもご利用いただけます。

○マイナンバーが漏えいすることはないのですか？

マイナンバー制度では、制度・システムの両面から様々な安全策を講じています。

《制度面》

- ・本人確認を義務付け・第三者委員会による個人情報の監視・監督
- ・罰則の強化・行政機関の情報のやり取りの履歴はマイナポータルを用いて確認可能。
※マイナポータル…マイナンバーに係る自分の情報をパソコンやスマホを利用して確認できる個人用サイトです。（平成29年1月から利用開始予定）

《システム面》

- ・個人情報は一元的に管理せず、行政機関ごとに分散して管理。
- ・行政機関が情報をやり取りする場合には、マイナンバーを直接用いず、暗号化した連携符号を利用。
- ・システムへのアクセス制御によりマイナンバーを利用するシステムへアクセスできる人を制限しアクセス記録を管理。

以上のように皆様の大切な個人情報を漏らすことのないようセキュリティ対策を講じておりますので制度に対するご理解を賜りますようお願いいたします。

マイナンバー・法人番号の詳細はこちら

内閣官房マイナンバー制度ホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

☎0570(20)0178 9:30~17:30（土日祝日・年末年始を除く）

問い合わせ 市民生活部 市民課 ☎0920(53)6111

特別永住者の方へ ～重要なお知らせです～

「外国人登録証明書」の「次回確認（切替）申請期間」の始期が2015年（平成27年）7月8日までの方は、同日をもって「外国人登録証明書」の有効期間が満了しています。

また、2015年（平成27年）7月8日までに16歳の誕生日を迎えている方も「外国人登録証明書」の有効期間が満了しています。

また「特別永住者証明書」をお持ちでない特別永住者の方で、上記の期間が経過した「外国人登録証明書」をお持ちの方は、至急、**居住地の役場窓口**にお越しの上、特別永住者証明書の交付の申請を行ってください。

なお、特別永住者証明書の交付を受けていないことをもって、特別永住者の地位が失われることはありませんが「みなし再入国許可」の適用がありませんので、ご注意ください。

詳しくは「入国管理局のホームページ」をご覧ください。

「特別永住者証明書等への切替案内」 (www.immi-moj.go.jp/eiju/index.html)

「特別永住者・中長期在留者の方へ（在留カード等への切替のお知らせ）」

(www.immi-moj.go.jp/keiziban/pdf/kirikaenoosirase.pdf)

問い合わせ 市民生活部 市民課 ☎0920(53)6111

永住者の方へ ～重要なお知らせです～

永住者の方の「外国人登録証明書」は2015年（平成27年）7月8日をもって全て有効期間が満了しています。

まだ「在留カード」をお持ちでない永住者の方は、至急、**入国管理局対馬出張所**にお越しのうえ在留カードの交付申請を行ってください。

なお、在留カードの交付を受けていないことをもって、在留資格が失われることはありませんが「みなし再入国許可」の適用がありませんので、ご注意ください。

詳しくは「入国管理局のホームページ」をご覧ください。

「特別永住者証明書等への切替案内」 (www.immi-moj.go.jp/eiju/index.html)

「中長期在留者の方へ（お知らせ）」 (www.immi-moj.go.jp/keiziban/pdf/150331.pdf)

問い合わせ 市民生活部 市民課 ☎0920(53)6111
福岡入国管理局対馬出張所 ☎0920(52)0432

やむを得ない理由で住民票の住所地でマイナンバーが記載された「通知カード」を受け取ることができない方へ

今年10月以降に、住民票上の住所地にマイナンバーが記載された「通知カード」が郵送されます。しかし、現在、やむを得ない理由※で、住民票上の住所地ではないところにお住まいの方は居所情報登録申請を行っていただき、申請が認められた場合には現在お住まいの居所に「通知カード」を郵送することができます。

※やむを得ない理由とは…

- ①東日本大震災による被災者で、住所地以外の居所に避難されている方
- ②DV・ストーカー行為等、児童虐待等の被害を受けている方で、住所地以外の居所に移動されている方
- ③一人暮らしで、長期間、医療機関・施設に入院・入所されている方
(施設等に入所されている方で住民票を施設の住所に移されている方は除きます)

※申請書の提出期間 平成27年8月24日（月）～9月25日（金）

提出期間内に、住民票をおいている住所地の市区町村に持参または郵送してください。

申請書の様式や必要な添付書類については、総務省または対馬市ホームページをご覧ください。

(対馬市市民課窓口にもご用意しております)

問い合わせ マイナンバーコールセンター ☎0570(20)0178 ※平日9:30～17:30(土日祝日・年末年始を除く)
市民生活部 市民課 ☎0920(53)6111

対馬市不法投棄合同監視パトロール

6月23日（火）～6月25日（木）にかけて対馬保健所・対馬市・対馬振興局・対馬南北警察署・対馬海上保安部合同で、対馬市不法投棄監視合同パトロールを行いました。空き缶などのポイ捨てや、テレビ・冷蔵庫などの家電製品等の不法投棄が数多く見られました。不法投棄は法律で禁止されている行為です。投棄者は5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金または、この併科に処される可能性があります。対馬の美しい自然を守り、未来の子ども達に残していけるよう、ごみのポイ捨てや不法投棄は絶対に止めましょう。



開会式の様子



投棄されたゴミ

問い合わせ 市民生活部 環境政策課 ☎0920(53)6111

都市計画区域の拡大に関する意見交換会を開催します

現在、厳原市街地に設定しています「都市計画区域」を雑知地区まで拡大することの適否について、地域の皆様と意見交換会を開催します。

都市計画について説明させていただきますので皆様のご意見をお聞かせください。

- 日 時 平成27年9月2日（水） 19:30～（1時間半程度）
- 会 場 美津島文化会館 3階 大会議室



都市計画ってなに？

都市計画区域になったら何が変わるの？

都市計画法の適用で規制が厳しくなるのでは？



都市計画変更（案）の縦覧を行います

○変更する都市計画

- ①厳原都市計画区域の整備・開発及び保全の方針
- ②厳原都市計画道路「国道382号線・臨港線・東浜宮前線・厳原豆酸美津島線・久田南線」
- ③厳原都市計画道路「堀田線・横町線」
- ④厳原都市公園「今屋敷公園」

○縦覧期間 平成27年8月21日（金）～9月4日（金）（土日を除く）9:00～17:00

○縦覧場所 ①②県庁都市計画課・対馬振興局道路課・対馬市建設課 ③④対馬市建設課

なお、都市計画の案について、関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間中、意見書を提出することができます。

問い合わせ 建設部 建設課 ☎0920(53)6111

「学びの秋」新しいことにチャレンジしてみませんか？
秋開催の公民館講座生を募集します

- 対象 対馬市内在住であればどなたでも受講できます。
- 受講料 受講料は無料です。但し、材料費・教材費は受講者負担となります。



対馬市各地区公民館講座 募集一覧表

地区	講座名	講師名	回数	開催予定期間	予定開催時間	開催場所	申込期限	定員
上 対 馬	生け花講座	修行 恵子	7	9月～10月 (毎週火曜日)	19:00～21:00	上対馬総合センター	8月31日	15名
	おやつ作り講座	國分 亜沙奈	5	9月～10月 (毎週木曜日)	19:00～21:00			20名
	エコクラフト講座	住屋 ゆかり	6	9月～10月 (毎週火曜日)	10:00～12:00			10名
上 県	舞踊講座	吉田 志保子	7	10月～11月 (毎週水曜日)	19:30～21:00	上県地区公民館	9月25日	10名
峰	エコクラフト講座	安藤 さゆり	6	9月5日～ (毎週土曜日)	9:30～11:30	峰地区公民館	8月31日	15名
	ミニ門松講座	日高 光博	1	12月末	10:00～16:00			12月2日
豊 玉	木工講座	阿比留 恭二	5	9月～10月 (毎週木曜日)	19:00～21:00	ふれあい工房	8月25日	5名
	笑いヨガ講座	阿比留 美喜代	4	9月～10月 (毎週水曜日)		豊玉地区公民館		20名
美 津 島	洋裁講座 <small>※応募多数の場合は 抽選で決定します</small>	桐谷 ミヨ子	7	9月～11月 (水曜日)	9:30～11:30	美津島地区公民館	9月2日	7名
	陶芸教室	山崎 一宏		9月～11月 (火曜日)	19:30～21:30			10名
巖 原	旬の野菜料理講座	食生活改善推進員	5	9月下旬～10月 (隔週水曜日)	10:00～13:00	対馬市交流センター	9月15日	10名
	フラダンス講座	中田 彩	7	10月6日～11月 (火曜日)	10:00～12:00			15組

申込・問い合わせ

巖原地区公民館 ☎0920(52)0363 峰地区公民館 ☎0920(83)0151
 美津島地区公民館 ☎0920(54)4044 上県地区公民館 ☎0920(84)2576
 豊玉地区公民館 ☎0920(58)0062 上対馬地区公民館 ☎0920(86)3052

越高遺跡・夫婦石遺跡発掘調査

対馬市教育委員会は熊本大学と共同で上県町にある縄文時代の遺跡を発掘調査します。遺跡は、越高にある越高遺跡と、久原にある夫婦石遺跡の2箇所です。どちらも対馬では最も古い遺跡に数えられます。縄文土器と一緒に朝鮮半島の土器が大量に見つかり、全国的にも非常に珍しく、重要な遺跡です。いっぽうで、性格や範囲など分からない面も多く残されています。また海岸に近いので浸食の影響を受けやすく、その保存が危惧されます。

そこで熊本大学と協力して、大切な遺跡を保存するための基本的な情報を得ることを目的に発掘調査を計画しました。調査期間中、見学は自由です。ただし、安全と遺跡保護のため調査区内には無断で入らないようにしてください。なお、日程は天候や調査の進行状況により変更される可能性があります。

- 調査主体 対馬市・熊本大学
- 調査遺跡 越高遺跡（上県町越高）・夫婦石遺跡（上県町久原）
- 遺跡概要 <越高遺跡> 上県町越高所在 縄文時代早期末～前期
<夫婦石遺跡> 上県町久原所在 縄文時代前期～後期
- 調査概要 調査期間 平成27年8月10日（月）～8月24日（月）
調査組織 対馬市教育委員会文化財課
熊本大学文学部考古学研究室

調査内容

- (1) 事前調査：8月10日～15日
<夫婦石遺跡>
- (2) 本調査：8月16日～25日
<越高遺跡> 8月16日～19日
<夫婦石遺跡> 8月20日～24日



問い合わせ 教育委員会 文化財課 ☎0920(54)2341

● 選挙管理委員会からのお知らせ ●

対馬海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の登録申請は 平成27年9月5日までに

平成27年9月1日現在で調製する対馬海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の登録について、下記の事項のいずれかに該当する方は、もれなく申請書を提出しましょう。

※この申請書に基づいて選挙人名簿を作成しますので、申請がなかった場合、たとえ選挙権があっても投票することができませんのでご注意ください。

○選挙権を有するものの範囲

- ①対馬市内に住所または事業場を有するものであって、1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営みまたは漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕もしくは養殖に従事するもの
- ②知事の権限によって上記該当者の範囲を拡張せられたもの
- ③海区漁業調整委員会の委員または漁業協同組合、もしくは漁業協同組合連合会の役員であってその委員またはその役員に就任後上記①②に該当しなくなったため選挙権を失ったもの

○申請書の提出先

対馬市選挙管理委員会、対馬市各振興部地域振興課及び対馬市各行政サービスセンター
※各地区区長及び漁協の各支所で受け付けている地区もあります。

申請書は、各漁協の窓口に着用するが、各地区の回覧等で配布することとしていますが、お手元に届かなかったときは、対馬市選挙管理委員会、対馬市各振興部地域振興課及び対馬市各行政サービスセンターに着用していますので、早めにご連絡ください。

問い合わせ 選挙管理委員会 ☎0920(53)6111

平成27年国勢調査にご協力をお願いします

◎平成27年10月1日を基準として全国一斉に国勢調査が実施されます。

9月上旬～中旬にかけて、調査員が各世帯へお伺いいたしますので、調査へのご協力をお願いいたします。

国勢調査は5年ごとに行われており、国内に住んでいるすべての人・世帯を対象として行うもので、行政の基礎となる人口・世帯の実態を明らかにする、国の最も基本的な統計調査です。

国勢調査は次のような流れで行われます。



平成27年国勢調査よりパソコンまたはスマートフォン等による回答が可能となります。

今回の国勢調査より、パソコンまたはスマートフォン等で回答が可能な「インターネット回答」が全国導入されます。調査員が各世帯へインターネットで回答するための利用者情報を配布いたします。配布された利用者情報を用いてインターネットでご回答ください。

インターネットでの回答受付期間は 9月10日から9月20日となっております。

受付期間終了後、インターネットでの回答がなかった世帯へ、調査員が調査票の配布にお伺いいたします。ご記入が終わりましたら、調査員への提出もしくは調査票と同時に配布される郵送用封筒でご返信ください。

調査員は総務省統計局長より任命を受けた「調査員証」を携行しております。なお、統計法により知り得た情報は「守秘義務」として、他に絶対に漏らしてはいけないこととなっておりますので、調査へのご協力をお願いいたします。

<注意>

全国で調査員を装った語り調査等が発生しております。
不審な点がございましたら下記担当までご連絡ください。



問い合わせ

総合政策部	政策企画課	☎0920(53)6111
中対馬振興部	地域振興課	☎0920(58)1111
上対馬振興部	地域振興課	☎0920(86)3111

上県町地域福祉センター「喜多の苑」指定管理者を募集します

対馬市では、上県町地域福祉センター「喜多の苑」の指定管理者となって施設の管理運営をしていただけの法人を募集しています。

○施設名称 上県町地域福祉センター「喜多の苑」（上県町佐須奈乙339）

○指定管理期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日（5年間）

○申込期限 9月30日（水） 17:30まで

申請受付は、平日の8:45～17:30です。

※募集内容の詳細等については、担当課までお問い合わせください。

問い合わせ 福祉事務所 福祉課 ☎0920(58)1119

「湯多里ランドつしま」指定管理者を募集します

対馬市では「湯多里ランドつしま」の指定管理者となって施設の管理運営をしていただける法人・その他の団体を募集しています。

○施設名称 湯多里ランドつしま（美津島町雞知乙1168-1）

○指定管理期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日（5年間）

○申込期限 9月30日（水） 17:30まで

申請受付は、平日の8:45～17:30です。

※募集内容の詳細等については、担当課までお問い合わせください。

問い合わせ 市民生活部 美津島行政サービスセンター ☎0920(54)2271

源泉所得税等の徴収漏れに関する事務処理について（ご報告とお詫び）

昨年8月に厳原税務署長から「源泉所得税等の自己点検について」の行政指導通知を受け、点検の結果、平成22年1月1日から平成26年10月31日までの調査対象期間において、個人事業主である測量士などに対する源泉所得税の徴収漏れがあることを確認いたしました。

その是正措置は、一旦、徴収漏れとなった所得税を市が納付し、対象の個人事業主から所轄の税務署へ更正の請求手続きを行い、その事業主が還付を受けた所得税を市へ納付していただくというものであります。については、事実確認後、対象となった8事業主の皆様へ謝罪のうえ、所要の手続きをお願いしておりましたところ、本年4月1日付をもちまして、還付所得税43,017,523円全額の納付が完了し、その一連の手続きが終了いたしましたのでご報告申し上げます。

併せて、対馬市が納付いたしました不納付加算税並びに延滞税合計3,585,200円については、源泉徴収義務者である市の責任において、昨年12月議会で予算化のうえ支出したものであります。その額が多額となった事等を含めまして、市民の皆様へ対し心からお詫び申し上げます。

また、事実発覚後、原因等を調査し、再発防止策を徹底しておりますので、ご理解の程お願いいたします。

対馬市長 財部能成



要チェック! 消費者トラブルに巻き込まれる前に

対馬市消費生活相談所だより

～消費者トラブルに関する事例やアドバイスをご紹介します～

対馬市消費生活相談所
☎0920(52)8322

巧妙化するスマートフォンでの【ワンクリック詐欺】の手口にご注意を!!

【事例】

スマートフォンなどの携帯端末でアダルトサイトを閲覧中、画面に表示された「18歳以上」の部分をクリックしたところ、“シャッター音が聞こえ”スマホに登録完了の画面が表示され高額の利用料を請求された。また音だけでなく、“バイブレーション機能が作動”した。

【消費者へアドバイス】

ウェブサイトを閲覧するだけでスマートフォンなどの携帯端末のカメラを操作したり、撮影した画像を送信させたりすることはできません。請求画面を表示する際にシャッター音やバイブレーションが再生されるよう仕組んでいるだけとされます。

また最近ではアダルトサイトを閲覧中に「登録完了」などを画面に表示させたのちに、番号が記載された画面をポップアップさせ、うっかりタップしてしまうと、業者に電話がかかってしまうという仕組みの悪質なサイトもできています。また電話番号の頭に「186」を付けており、電話番号を知らせる仕組みにしているなど巧妙化しています。

ブラウザの表示から請求画面を消すため、タブの削除や閲覧履歴の消去を行うこと、そして業者には絶対に連絡を取らないことが必要です。ブラウザのタブの削除は誤操作により電話発信をしてしまう可能性があるため、ブラウザの閲覧履歴を消去するなどをお勧めします。

アダルトサイトの利用料請求などをめぐる国民センターへの相談件数は、過去最多の10万件以上に上りました。このうちスマートフォンの利用者は半数近い相談が寄せられています。お困りの際には一人で悩まず対馬市消費生活相談所や長崎県消費生活センターへ相談してください。



年金コーナー



「年金情報流出」を口実にした犯罪にご注意ください!

日本年金機構を名乗って口座番号を聞き出そうとする者や「流出した個人情報削除してあげる」と持ちかけてくる者が現れています。

- 日本年金機構から、この件でお客様に電話やメールで連絡することは、一切ありません。なお、流出が確認された方への新しい基礎年金番号は、郵送でお知らせします。
- 日本年金機構が、この件でお客様にお金やキャッシュカードを要求することは一切ありません。
- 日本年金機構が、この件でお客様にATMの操作をお願いすることは一切ありません。

ご自分の情報が流出しているのでは?など、ご心配の方は下記専用電話窓口または長崎北年金事務所へご相談ください。

(不正アクセス専用コールセンター)
電話番号 0120(818)211(フリーダイヤル)
受付時間 8:30~21:00(平日及び土日)

【問い合わせ】

☎日本年金機構長崎北年金事務所 ☎095(861)1354

《長崎北年金事務所の出張年金相談》

○日時 9月9日(水) 13:30~17:00
場所 美津島行政サービスセンター 別館会議室

○日時 9月10日(木) 9:00~17:00
場所 対馬市役所 大会議室

★年金相談は予約制です。

★予約受付期限 9月4日(金)まで

予約先 ☎095(861)1387